

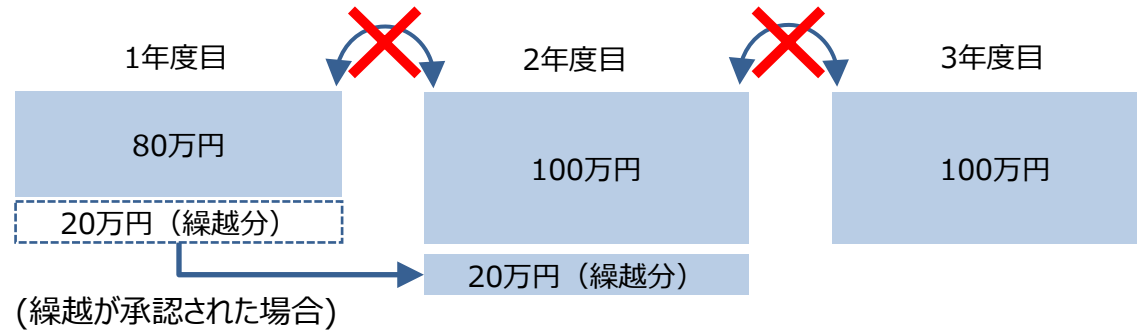
基盤研究（B）の基金化に伴う 執行上の留意点等について

令和6（2024）年2月

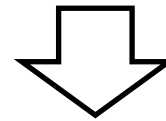


基盤研究（B）の基金化について

- 単年度で予算措置されるため、その年度に交付された金額の範囲内でしか使用できない。

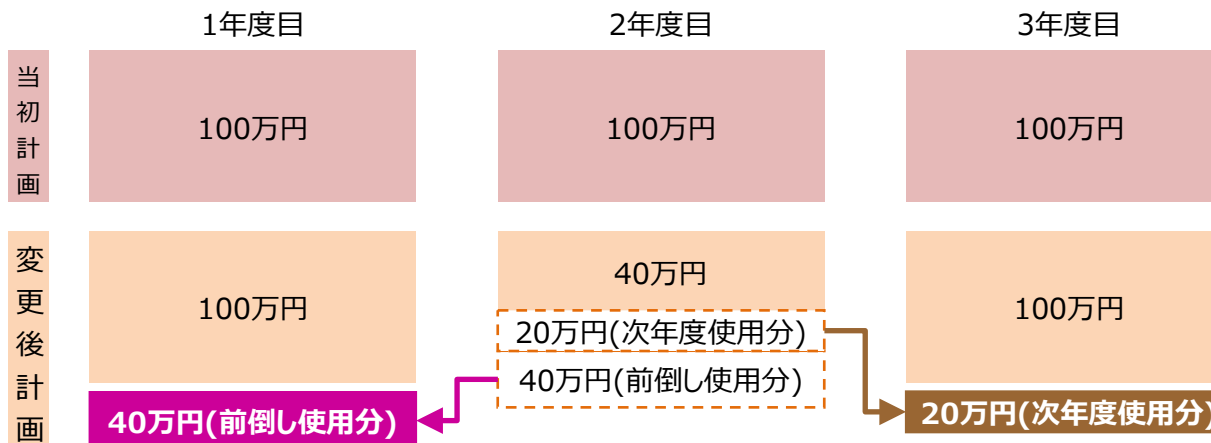


※所要の手続を経て、調整金による前倒し使用や次年度使用も可能。



基金化されると…

- 会計年度の制約がないため、研究費の柔軟な執行が可能。



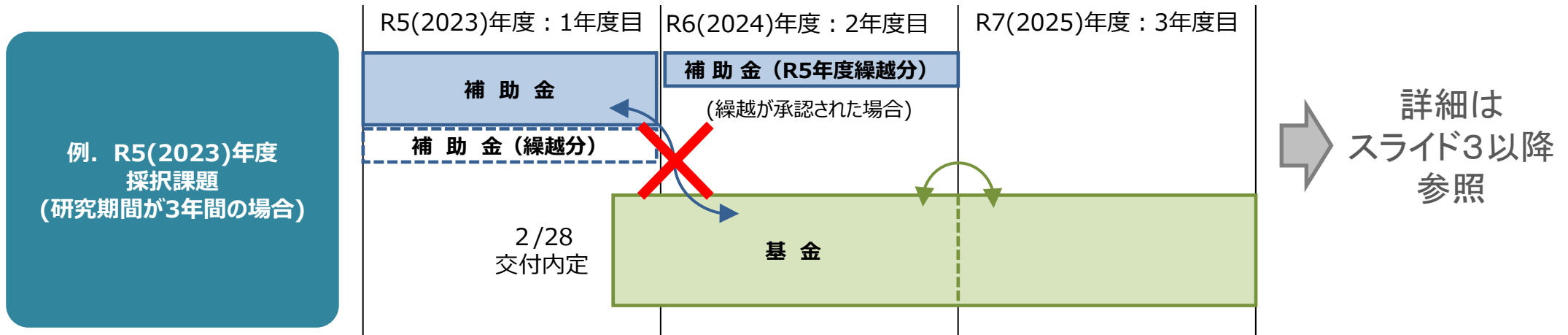
研究費の前倒し使用（手続必要）

研究費の次年度使用（手続不要）

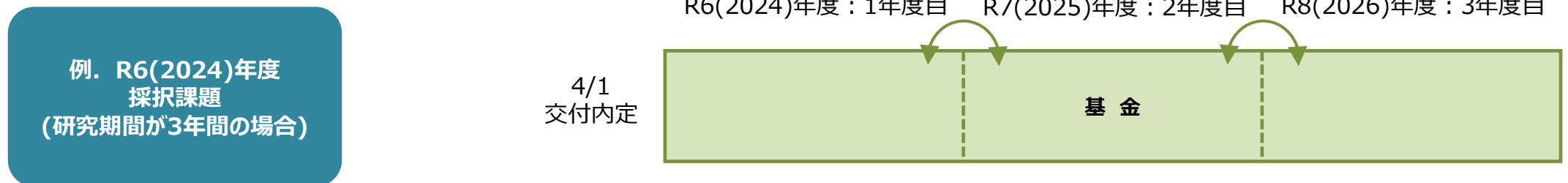
- 研究とライフイベントの両立。
- 研究者の研究時間の確保、研究機関の事務負担の軽減。
- 会計年度を意識することなく、海外研究者との国際共同研究に参加しやすい環境に。

基盤研究（B）基金化の対象

① 継続課題のうち令和6（2024）年度以降分（令和5（2023）年度補助事業は補助金課題として扱います。）



② 令和6（2024）年度以降の新規採択課題



令和5(2023)年度補助事業について

● 補助金課題として扱いますので、補助金の使用ルールが適用されます。

(1) 支出の期限

物品の納品、役務の提供等は、令和6年3月31日までに終了し、支出は実績報告書の提出期限（令和6年5月31日）までに行ってください。

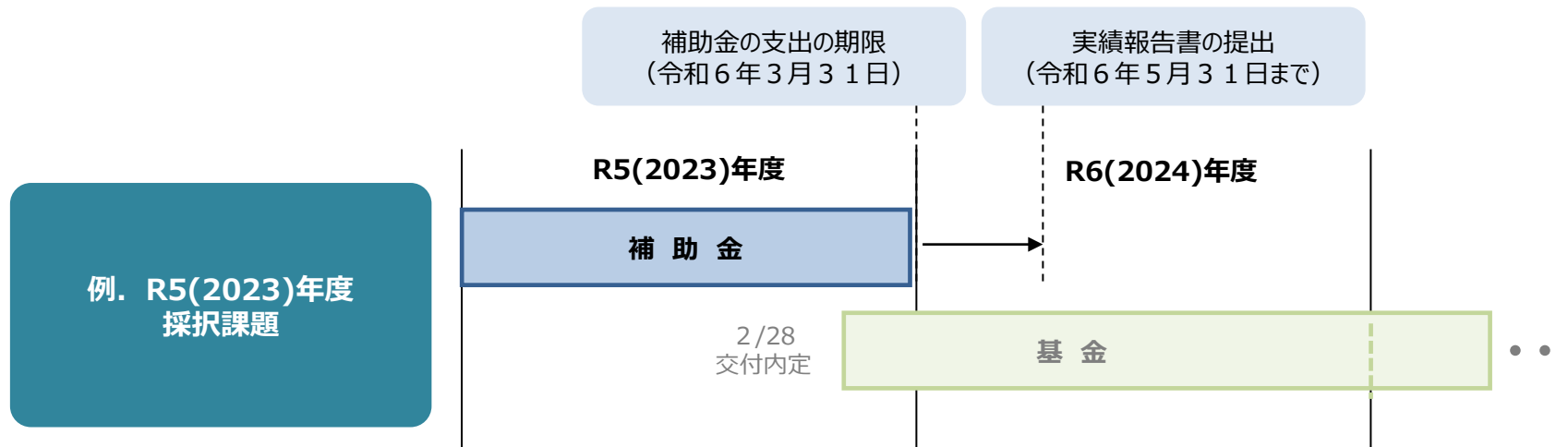
(2) 実績報告書の提出

令和5(2023)年度の補助事業期間全体の収支決算と令和5(2023)年度補助事業の研究の成果等について記載した実績報告書を令和6年5月31日までに提出してください。

また、令和5(2023)年度補助事業において生じた未使用額については、額の確定を通知する際に返還を命じますので、日本学術振興会へ返還が必要です。

(3) 調整金を利用した次年度使用申請

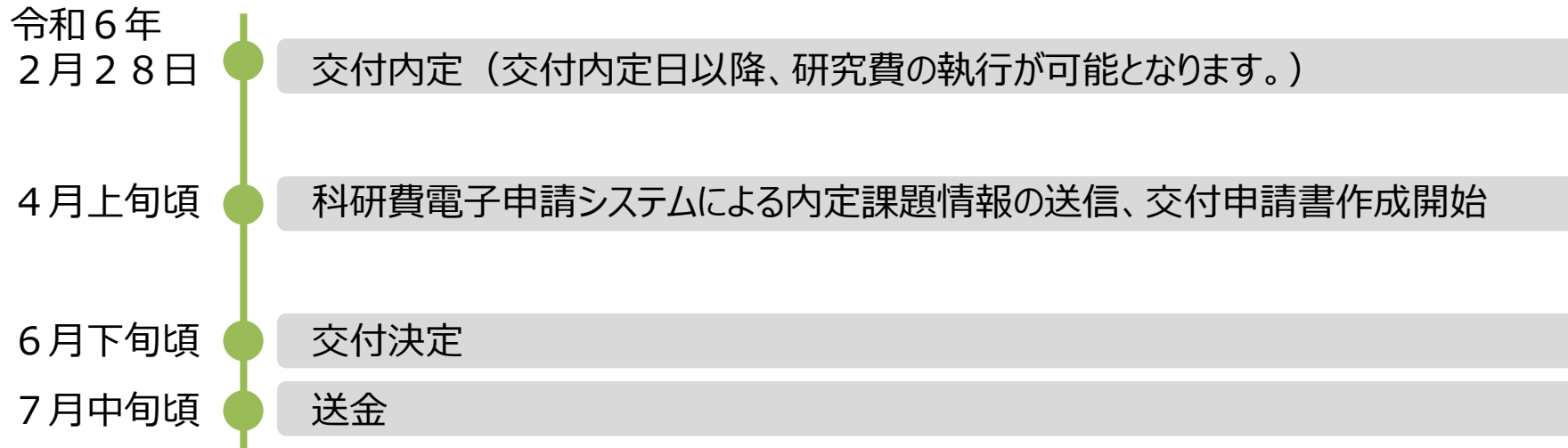
継続課題については、「調整金」を利用した令和5(2023)年度から令和6(2024)年度への次年度使用の申請受付は行いません。



令和6(2024)年度以降の補助事業について

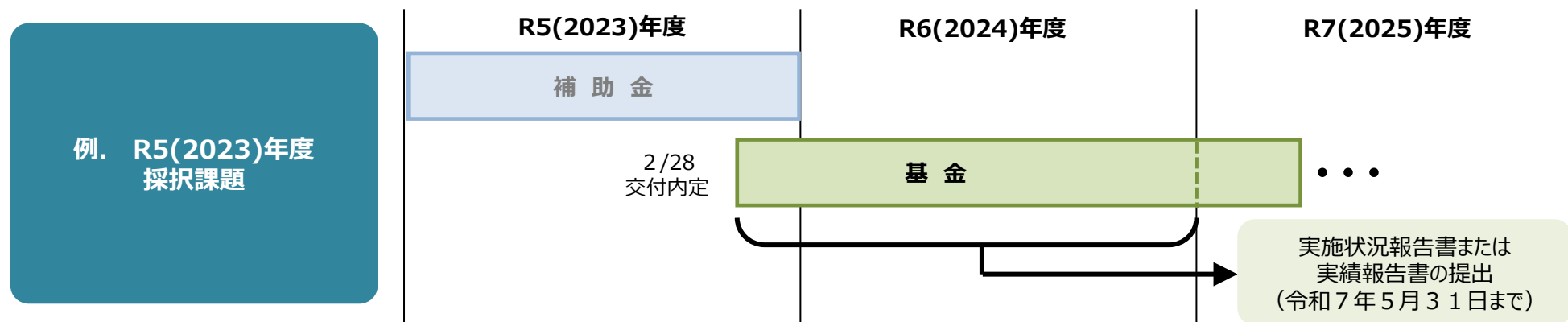
- 基金課題として扱いますので、基金の使用ルールが適用されます。

(1) スケジュール



(2) 研究開始

交付内定日以降、研究を開始し、研究費を執行することが可能ですが、令和6年2月28日～令和6年3月31日までに使用した経費は、令和7年5月31日までに提出する実施状況報告書又は実績報告書において、令和6(2024)年度の実支出額として報告してください。



その他留意事項

合算使用

- 令和5(2023)年度補助事業(補助金分)と令和6(2024)年度以降の補助事業(基金分)は同一の研究課題ですが、課題番号が異なる別の補助事業となります。2つの補助事業の直接経費をあわせて使用することは合算使用の制限により認められませんが、合算使用の制限の例外に該当する場合には、各事業の負担額及びその算出根拠を明確にすることにより、合算して使用することが可能です。

海外中断・留保課題について

- 海外中断・留保をしている課題については、新たに通知する条件付き交付内定通知等をご確認ください。

課題番号について

- 継続課題は、これまで使用した課題番号とは異なる新たな課題番号を付番の上、基金課題として交付内定を行います。

※課題番号の付番ルールを以下のとおり変更します。

現 行

(R 5 (2023)年度新規採択課題)

2 3 H 1 2 3 4 5
西暦 | 通し番号
補助金課題は「H」

変更後

(R 6 (2024)年度継続課題)

2 3 K 6 7 8 9 0
西暦 | 通し番号 (補助金時の通し番号からは変更となります)
基金課題は「K」